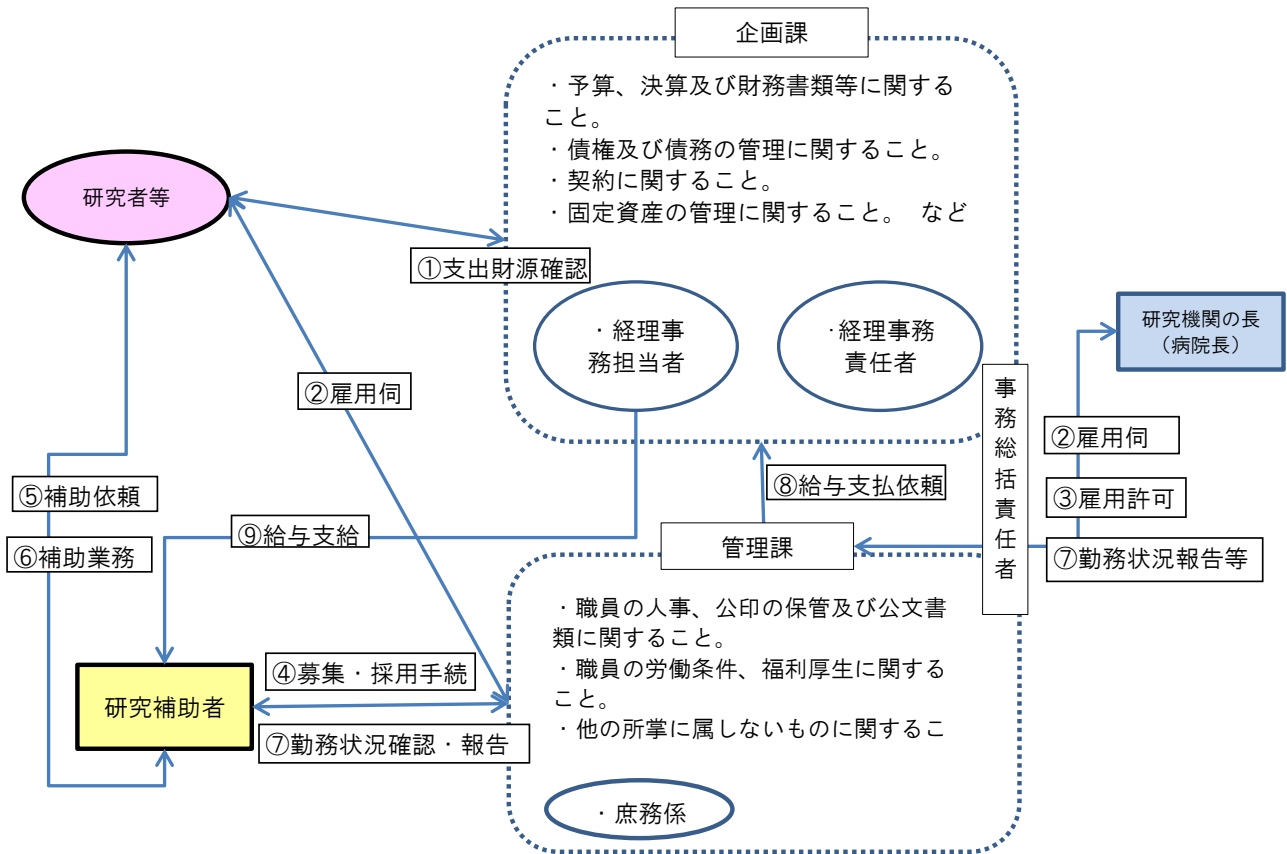


# 独立行政法人国立病院機構姫路医療センター 研究に必要な補助者の雇用について



①②③研究者等は企画課と支出財源の確認を行い、管理課に対して研究補助者の雇用の申請（被雇用者の業務内容説明等）を行う。

管理課は業務内容・雇用条件等を検討し、雇用する為に必要な決裁を取得する。（院長等決裁）

④管理課は雇用募集を行い、被雇用者と面談し、雇用契約を締結する。

⑤⑥研究補助者は研究者の補助業務を行う。

⑦研究補助者は管理課に対して出勤簿等必要書類を提出する。  
管理課は提出書類の内容を確認し、給与の支払いに必要な決裁を得る。

⑧⑨管理課は企画課に被雇用者に対して給与の支払いを行うよう依頼する。  
企画課は研究補助者へ給与支給を行う。（振込）  
管理課にて書類を保管・管理する。

○支給単価は、国立病院機構非常勤職員給与規程に準じる  
※賃金・謝金等に係る源泉徴収等の取扱いに当たっては、関係法令等に従い適正に対応すること

○研究補助者とは、研究者の研究の遂行を補助する者をいう。